

そうだったのか！ 住民税

第4回 住民税の計算方法 ～具体的な計算②～

税金は、私たちが安心・安全に暮らせるよう、学校や図書館、消防、ごみの収集など、いろいろなところに使われています。このコーナーでは、さまざまな税金の中でも、私たちに身近な「住民税」についての基礎知識や計算方法などを、連載でご紹介します。

【問い合わせ】税務課住民税担当(☎282-1711 内線1117)

具体的な例を基に、住民税の計算をしてみましょう

前回(「広報とうかい」(9月25日号))は、給与所得者(アルバイト・パート)と年金所得者の住民税の計算方法を紹介しました。今回は引き続き、給与所得者(会社員)の住民税の計算方法を、具体的な例を使ってご紹介します。

【例：40代・給与所得者(会社員)】

自分、妻、子ども3人の、5人家族。控除がいろいろとあるけれど、住民税はいくらになるんだろう？

いもサク



(扶養対象者：4人)

妻：40代パート、給与収入102万円(所得47万円)

子ども：21歳アルバイト、給与収入94万円(所得39万円)

子ども：17歳高校生(収入なし)

子ども：13歳中学生(収入なし)

左下の表の「控除」を全て足したものが「所得控除」です。この例では、224万6,000円となります。

まずは所得控除を計算！課税所得が分かったら、住民税を計算するよ！

(所得)320万1,600円 - (所得控除)224万6,000円

= 95万5,600円(千円未満切り捨て)

→(課税所得)95万5,000円



(課税所得)95万5,000円 × (税率)10% - (調整控除)1万6,500円

= (所得割額)7万9,000円



(所得割額)7万9,000円 + (均等割額)6,000円

= (住民税額)8万5,000円

ふう〜...



これに、医療費控除や住宅ローン控除などが反映されると、また金額が変わるんだね...

医療費控除は所得控除のため、税率10パーセントをかける前に差し引きます。

住宅ローン控除や寄付金控除は税額控除のため、税率10パーセントをかけた後の税額から差し引きます。

給与収入 (給与所得)	455万5,000円 (320万1,600円)
控除	▽社会保険料控除65万円 ▽生命保険料控除5万6,000円 ▽配偶者(普通)控除33万円 ▽扶養控除 特定扶養1人…45万円 一般扶養1人…33万円 16歳未満扶養1人…控除0円 ▽基礎控除43万円
所得割額 7万9,000円	均等割額 6,000円
住民税額 8万5,000円	

住民税と所得税では、所得控除の額が異なるものがあります

市町村に納める住民税と、国に納める所得税。どちらにも所得控除がありますが、住民税と所得税では、所得控除の額が異なるものがあります(右表参照)。

控除額が異なるものでは、住民税の方が所得税よりも控除額が小さくなっていますので、住民税を計算する際はご確認ください。

住民税と所得税で 所得控除の額が同じもの	住民税と所得税で 所得控除の額が異なるもの
社会保険料控除、医療費控除	生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、基礎控除

※▽給与所得・年金所得の計算方法…村公式ホームページ ▽所得控除や調整控除…納税通知書(特別徴収の方は緑色の通知書、普通徴収・年金特別徴収の方は水色の文字の通知書)の裏面をご参照ください。